

自然の脅威に備えよう

梅雨を迎え、土石流、がけ崩れなど土砂災害の危険度が高まる時期になりました。日ごろから緊急時の避難場所を確認し、すぐに避難できる準備をしておきましょう。



1 危険な場所を知る

自分たちの住んでいる地域のどの場所が危険なのか、自治会に配布している「土砂災害警戒区域設定箇所一覧図」などで確認しておきましょう。

警戒区域および特別警戒区域は、次のホームページでも確認できます。

山口県土砂災害ポータル

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/portal/>

■土砂災害警戒区域の問い合わせ

- 三隅・日置・油谷地区の土砂災害警戒区域については、各支所でも確認できます。
- 防災危機管理課 TEL 23・1111
- 三隅支所 TEL 43・0277
- 日置支所 TEL 37・2168
- 油谷支所 TEL 32・1114



2 防災情報をチェック

市では、ケーブルテレビの緊急文字放送や音声放送、ホームページや防災メールなどで警戒や避難を呼びかけています。また、避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合は、防災行政無線や告知放送により避難するよう告知します。

最新の防災情報は、次のサイトで確認することができます。

■土砂災害警戒情報

<http://d-keikai.pref.yamaguchi.lg.jp/dosya/>

■県土木防災情報システム

- パソコン <http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>
- 携帯電話 <http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/k/>



3 危険を感じたらすぐに避難

災害の前兆を確認したら、たとえ無駄になっても早めに避難しましょう。避難場所への移動が危険な場合や危険が切迫した場合は、屋内の一番安全な場所に移動してください。

■土砂災害の主な前兆現象

	主な前兆現象
土石流	山鳴り、急に川が濁り流木が混ざる、雨が降り続けているのに水位が下がる
がけ崩れ	がけに割れ目が見える、がけから水が湧き出る・小石が落ちてくる、木の根が切れる音がする
地すべり	沢や井戸の水が濁る、地面のひび割れ、斜面から水が噴き出す、家や擁壁に亀裂が入る



平成 21 年 7 月 21 日、俵山地区で発生したがけ崩れ

非常時に備えて持ち出し品の用意を

非常時に備えて当面の生活に必要な物品を用意し、避難するときに両手が使えるようリュックに入れ、定期的に点検を行います。

《非常時持ち出し品》

- 飲料水 ミネラルウォーター
- 非常食 乾パンや缶詰など調理せず食べられるもの
- 懐中電灯 予備電池も必要
- 携帯ラジオ FM・AMの両方が聞けるもの（予備電池も必要）
- 救急薬品・常備薬 処方薬 消毒液、ばんそうこう、傷薬、包帯、ガーゼ、



「防災出前講座」開催中

- 風邪薬、日ごろ服用している薬とお薬手帳、胃腸薬、鎮痛剤など
- ヘルメット（防災ずきん）
- 現金・貴重品
- その他 マッチ、ライター、軍手、衣類など

市では、自治会集いやサロンなどで防災意識を高めるため、防災危機管理課職員による出前講座を実施しています。休日などでも講座を実施します。

■問い合わせ 防災危機管理課

TEL 23・1111

黄波戸地区防災訓練を開催

- 日時 6/4(日) 9:00～
- ※黄波戸地区避難訓練は8:40から実施
- 場所 黄波戸漁港
- 内容 《想定》地震・津波災害
 - ・黄波戸地区避難訓練
 - ・防災関係機関による救出救助訓練
 - ・起震車や災害伝言ダイヤルなどの体験
 - ・炊き出し試食
 - ・防災ヘリ、訓練車両、防災物品などの展示
- ※8:40からの避難訓練では、防災行政無線などを活用して広報活動を行います
- 問い合わせ 防災危機管理課 TEL 23-1111



避難行動要支援者制度

本制度は、高齢者や障害のある人などが、災害発生時に家族などによる支援が困難で手助けを必要とする場合に、自治会や自主防災組織、民生委員などが連携して支援する制度です。

■避難行動要支援者の対象

- ①身体障害者手帳1種
 - ②療育手帳A
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
 - ④要介護認定3級〜5級
 - ⑤65歳以上ひとり暮らし高齢者から申し出のあった者
 - ⑥75歳以上ひとり暮らし高齢者から申し出のあった者
 - ⑦乳幼児で、保護者などから申し出のあった者
 - ⑧妊産婦で、本人などから申し出のあった者
- 関係機関への情報提供
避難行動要支援者の人が災害時に支援を受けるには、支援のために必要な個人情報（年齢、性別、住所、電話番号、家族構成、障害の種類や程度、介護の状況など）を自治会や民生委員・児童委員、長門市社会福祉協議会、自主防災組織および自治会などへ情報提供することに同意する必要があります。その後、名簿に登録して関係機関へ提供します。
- 登録方法
①から④の人 直接申請書を郵送



防災情報をお知らせする音声告知端末機を整備

市では、市内の全世帯・公共施設・避難所・事業所を対象に音声告知端末機の設置を進めており、今年度は東深川地区を整備します。工事にあたっては地元説明会を開催しますので、参加をお願いします。

■設置にかかる費用負担

- ・ケーブルテレビ加入世帯 原則無料
- ・未加入世帯 工事費などの実費負担

※音声告知端末機にはラジオ機能があるため、非常時には持ち出してください

■問い合わせ

ケーブルテレビ放送センター TEL 23・1541

■災害の兆しが見えたら

災害の兆しが見えたら、次の関係機関に場所や状況を連絡するとともに、避難の準備を始めてください。

- 連絡先
- ・防災危機管理課 TEL 23・1111
- ・長門市消防本部 TEL 22・0119
- ・長門警察署 TEL 22・0110